

## 自動車税と住所変更について

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に1年分を納めていただく税金で、青森県では6月に課税しています。

自動車税の納税通知書は、原則として車検証に記載されている住所にお送りしています。自動車をお持ちの方は、引っ越しなどで住所が変わったときには、運輸支局で住所の変更登録をする必要があります。3月中にこの変更登録をしていただくと、自動車税の納税通知書も変更後の住所に送られることになります。

すぐに変更登録の手続きができない事情がある場合は、下北地域県民局県税部まで新しい住所をお知らせください。

また、自動車税の住所変更の届出は県税ホームページでも受付しています。

[http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/011\\_henkouindex.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/011_henkouindex.html)

【お問合せ】 下北地域県民局県税部納税管理課

☎ 22-8581 (内線210、211)

## 平成30年度 国家公務員「国税専門官採用試験」(大学卒業程度)のお知らせ

仙台国税局では、バイタリティーあふれる国税専門官を募集しています。

国税専門官は、国の財政を支える重要な仕事を担い、税務署などにおいて、調査・徴収・検査や指導などを行う税務のスペシャリストです。

### 【受験資格】

- 1 昭和63年4月2日から平成9年4月1日生まれの方
- 2 平成9年4月2日以降生まれの方で次に掲げる方
  - (1) 大学を卒業した方および平成31年3月までに大学を卒業する見込みの方
  - (2) 人事院が(1)に掲げる方と同等の資格があると認める方

### 【受験申込受付期間】

平成30年3月30日(金)から4月11日(水)まで

### 【受験申込方法】

受験申込みはインターネット申込みとする

国家公務員試験採用情報NAV I (<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>)

### 【第1次試験日】

平成30年6月10日(日)

【お問合せ】 仙台国税局人事第二課試験研修係

☎ 022-263-1111 内線3236

人事院東北事務局

☎ 022-221-2022

## 1000万人の保険 小さな掛金・大きな補償 スポーツ安全保険に加入しませんか？

スポーツ安全保険はスポーツ・文化・ボランティア活動など幅広く適用されます。

対象となる事故	団体活動中の事故 往復中の事故(自動車事故による賠償責任は適用外)
補償内容	○傷害保険(通院、入院、後遺障害、死亡) ○賠償責任保険 ○突然死葬祭費用保険
加入受付期間	平成30年3月1日から平成31年3月30日
保険期間	平成30年4月1日午前0時から平成31年3月31日午後12時まで
掛金	1人年額800円～11,000円 (団体の活動内容・年齢などによって異なります)

※詳しくは、ホームページをご覧ください。<http://www.sportsanzen.org>

【お問合せ】 スポーツ安全協会青森県支部 ☎ 017-782-6984